

# 簡易専用水道の衛生管理

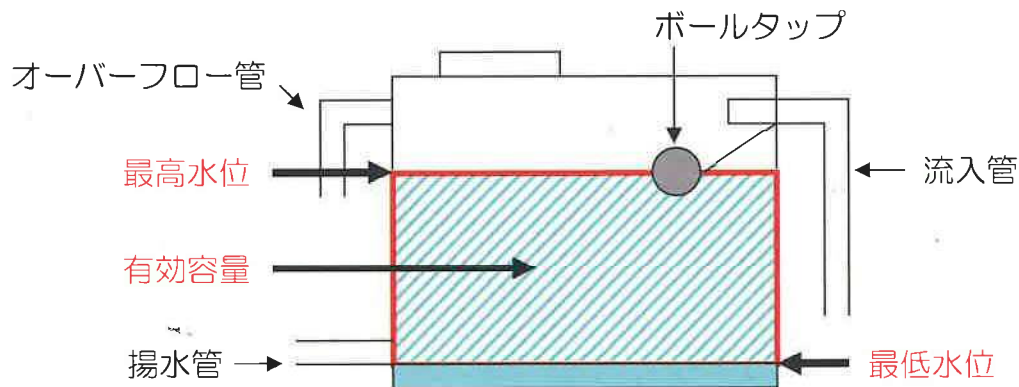
## 簡易専用水道とは

受水槽の有効容量（\*）が10立方メートルを超える貯水槽水道を簡易専用水道といいます。

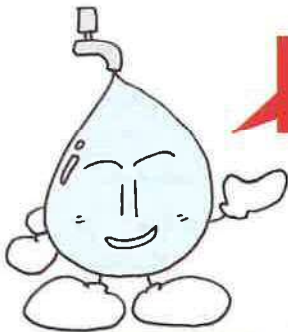
（水道法第3条第7項、水道法施行令第2条）



\*有効容量とは…最高水位と最低水位の間に貯留される容量のことです。



## 簡易専用水道の設置者には次のことが義務付けられます



### 届出（東大阪市簡易専用水道に関する規則第3条第1項）

給水を開始したときは保健所まで「簡易専用水道給水開始届」を提出しなければなりません。

### 施設の管理（水道法第34条の2、水道法施行規則第55条）

1. 水槽の清掃を毎年1回以上、定期的に行うこと。
2. 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
3. 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供する水に異常を認めたときは、水質検査を行うこと。
4. 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつその水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

### 定期検査（水道法第34条の2第2項、水道法施行規則第56条）

毎年1回以上、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による検査（施設の外観検査、給水栓における水質の検査および書類検査）を受けなければなりません。

厚生労働大臣の登録を受けた検査機関は厚生労働省健康局水道課のホームページをご参照ください。

※なお、違反された場合には法の規定により処罰されることがあります。